

防整施第7136号  
28.3.31

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

## 工事等の入札及び契約手続に係る協力について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成18年法律第18号）等に規定される工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）の入札及び契約に係る各種施策については、平成28年4月1日以降、地方防衛局（帯広、東海及び熊本各防衛支局を含む。以下同じ。）以外においても適用することとされたことから、地方防衛局以外の契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。）は、当該各種施策の実施に際し必要があると認めるときは、整備計画局又は地方防衛局の関係部署に対して総合評価落札方式の実施についての疑問等に対するアドバイスその他必要な協力を求めることができるものとし、協力を求められた関係部署は、これに協力するものとする。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官